

令和8年度「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」の概要

伴走支援プロジェクトの趣旨

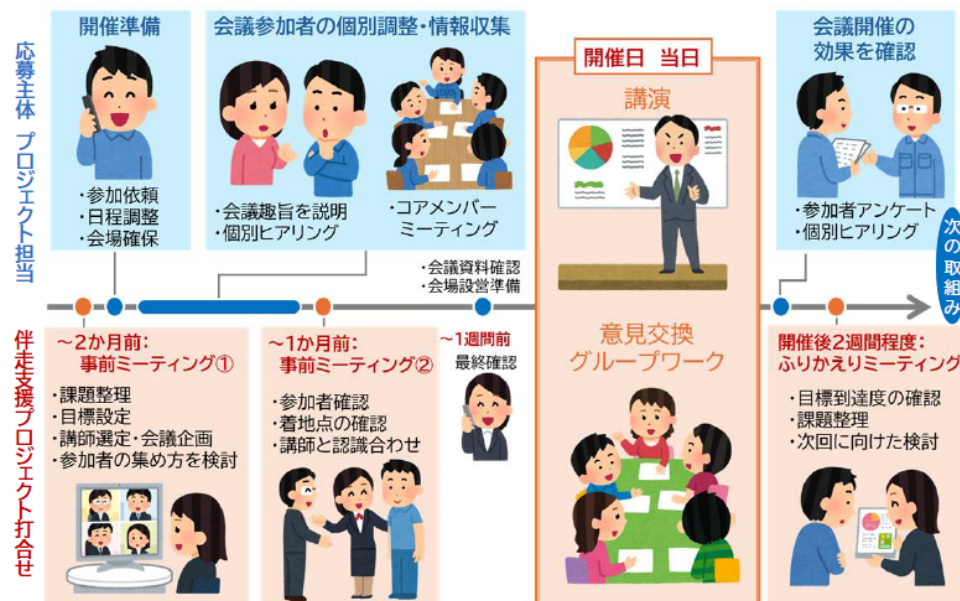
- 令和7年10月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律」が施行され、同法律により、地方公共団体による居住支援協議会の設置が努力義務として位置付けられた。
- 居住支援協議会の設立にあたっては、関係者間における認識の共有や合意形成、役割分担の明確化など、多くの自治体において解決すべき課題が存在している。
- 本プロジェクトでは、各自治体の実情に即した課題整理や関係者間の調整、取組の方向性の検討といった一連のプロセスに対し、有識者と共に伴走支援。

■「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」の概要

募集内容	部門:市区町村居住支援協議会設立部門 対象:市区町村(住宅部局・福祉部局を問わない) 採択自治体:釧路市、奥州市、那須塩原市、春日井市、宜野湾市
募集期間	令和8年4月23日(木)～令和8年5月20日(水)
支援内容	・居住支援協議会の設立に向けたロードマップの策定支援 有識者とともに現状の課題を整理した上で、今後のあるべき姿の実現を目指し、そこに至るまでのロードマップの検討を支援。 ・勉強会や意見交換会を開催する際の助言・講師派遣 解決したい課題や目指すべき体制づくりに合わせて、適切な講師の選定や、当日の内容の事前検討を支援。また、開催後は担当部署と振り返りミーティングを実施。 ・居住支援に関する疑問や不安に対する相談受付 日々の業務の中で生じる疑問点や検討を進める上での不安な点について、事務局が随時相談に応じ、解決に向けたアドバイスを実施。

支援の例：講演・意見交換会を開催する際の取り組み方

現地での支援は、講演会を実施すること自体を目的とはしていません。地域の連携体制を形にするための「きっかけ」として講演会や意見交換会を活用します。



※打合せは対面・オンライン会議の他、電話、メール等、状況に応じた対応となります。
※委員・講師との連絡調整は事務局にて行います。